

第1章 総則

1 策定の目的

この計画は、国と山形県が示した教育方針や、第5次山形県教育振興計画を受けながら、第5次寒河江市振興計画における人づくり、まちづくりの基本方針、さらには、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を踏まえて、新しい時代に対応できる教育に関する基本的な施策を明らかにするものです。

2 計画の期間

この計画は、平成18年度を初年度とし、27年度を目標年度とします。

3 計画の推進

この計画が、市民のさまざまな生涯学習活動や子どもたちの学びを高める学習活動、そして家庭の教育力、地域力の再生につながるとともに、自己を高めることにつながることを肝要であります。

そのためには、すべての市民がお互いに力を合わせ、かかわり合いながら、人づくり、まちづくりに参画し、行動することが必要です。

この計画の推進にあたっては、それぞれの施策を計画的かつ適時に実施していく必要があることから、逐次、検証を行いながら計画的に推進していきます。